

議案第19号

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年つくば市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び第8項」を「，附則第8項及び附則第10項」に改める。

附則第8項中「附則第7項」を「附則第7項から附則第9項まで」に改める。

附則第10項を附則第12項とし，附則第9項の次に次の2項を加える。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 10 平成26年4月1日において平成18年改正条例附則第7項から附則第9項までの規定による給料に関する状況を考慮して規則で定める年齢に満たない職員（同日において，除外職員である者を除く。）のうち，当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成26年4月1日における号給

は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 11 附則第5項から附則第7項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、附則第5項中「前項の」とあり、及び附則第7項中「附則第4項の」とあるのは、「附則第10項の」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。